

○ 山梨大学大学院学則（案）

制定	平成16年	4月	1日
改正	平成17年	4月	1日
	平成17年	12月	1日
	平成19年	4月	1日
	平成20年	1月23日	
	平成20年	3月19日	
	平成21年	3月18日	
	平成21年	10月30日	
	平成24年	7月25日	
	平成26年	9月29日	
	平成26年	11月28日	
	平成26年	12月24日	
	平成〇〇年	〇〇月	〇〇日

第1節 総則

（目的及び使命）

第1条 山梨大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及びその応用を教授研究することを目的とし、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成することを使命とする。

2 教育学研究科修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 医工農学総合教育部博士課程は、研究者として自立して研究活動を行うに必要な深い学識と高度な研究能力及び豊かな人間性を備えた優れた研究者の育成を目的とする。

4 医工農学総合教育部修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における理論と応用の研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

5 教育学研究科教職大学院の課程は、地域の学校の課題に即した学校改善・授業改善の構想力・実践力を育成するとともに、教育に関する高度の実践的専門性と教育実践を具体的な場で創成しリードする力を育成することを目的とする。

（研究科、教育部）

第2条 大学院に次の研究科、教育部、課程及び専攻を置く。

教育学研究科

修士課程

教育支援科学専攻

教科教育専攻

教職大学院の課程

教育実践創成専攻

医工農学総合教育部

博士課程

4年博士課程

先進医療科学専攻

生体制御学専攻

3年博士課程

ヒューマンヘルスケア学専攻

人間環境医工学専攻

機能材料システム工学専攻

情報機能システム工学専攻

環境社会創生工学専攻

修士課程

医科学専攻
看護学専攻
機械システム工学専攻
電気電子システム工学専攻
コンピュータ・メディア工学専攻
土木環境工学専攻
応用化学専攻
生命環境学専攻

2 前項の研究科、教育部及び各専攻ごとの人材養成上の目的、及び教育目標は、別表第1のとおりとする。

(研究部)

第3条 大学院に総合研究部を置く。

(定員等)

第4条 大学院の入学定員及び収容定員は、別表第2のとおりとする。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 開学記念日（10月1日）

2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、別に定める。

3 臨時の休業日については、その都度定める。

第3節 入学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(修士課程の入学資格)

第9条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学（以下「大学」という。）を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課

程を修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認められた者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものの

（教職大学院の課程の入学資格）

第9条の2 教職大学院の課程に入学することができる者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める免許状（一種）を有し、かつ前条各号のいずれかに該当する者とする。

（4年博士課程の入学資格）

第10条 4年博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学の医学部医学科を卒業した者
- (2) 大学の歯学部を卒業した者
- (3) 大学における修業年限6年の獣医学又は薬学を履修する課程を修了した者
- (4) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）を修了した者
- (6) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）を修了し、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者
- (9) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）を修了し、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者
- (10) 我が国において、外国の大学の16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者
- (11) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (12) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学部医学科を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものの

（3年博士課程の入学資格）

第11条 3年博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は学校教育法第104条第1項に規定する専門職大学院の課程を修了した者に授与される文部科学大臣の定める学位（以下この条において「専門職学位」という。）を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学出願の手続)

第12条 入学志願者は、所定の手続により、願い出なければならない。

(入学者の選考)

第13条 入学志願者については、選考の上、当該研究科委員会、又は教育部教授会の意見を聴いて、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関する必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第14条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学宣誓書その他指定の書類を提出するとともに、入学料を納入しなければならない。ただし、入学料の免除及び徴収猶予を願い出た者の入学料の納入については、この限りでない。

2 学長は、前項の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

(再入学)

第15条 大学院を退学した者、又は第36条第5号の規定により除籍された者が、再入学を願い出たときは、選考の上、学期の始めに入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は認めない。

(転入学)

第16条 他の大学院の学生で、大学院に転入学を志願する者については、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定により、転入学を志願する者は、現に在籍する大学院の研究科長、教育部長又は学長の許可証を提出しなければならない。

(転専攻等)

第17条 大学院(教職大学院の課程を除く。)の学生で、他の専攻及びそれに設置されるコースへ転専攻、転コースを志願する者については、当該研究科委員会、又は教育部教授会の意見を聴いて、許可することがある。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

第4節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第18条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。

2 4年博士課程の標準修業年限は、4年とする。

3 3年博士課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第19条 修士課程及び教職大学院の課程には、4年を超えて在学することができない。

2 4年博士課程には8年を超えて在学することができない。

3 3年博士課程には6年を超えて在学することができない。

4 転入学、再入学又は転専攻を許可された者の在学年限は、所属研究科委員会、又は教育部教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(長期履修学生)

第19条の2 大学院(教職大学院の課程を除く。)において、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する者に対しては、教育研究に支障がない場合に限り、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることがある。

2 長期履修学生の標準修業年限及び在学年限等必要な事項は、第18条及び第19条の規定にかかわらず、別に定める。

第5節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針等)

第20条 大学院(教職大学院の課程を除く。)の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教職大学院の課程は、その教育上の目的を達成するため必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

3 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関する基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

4 教育学研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、山梨大学大学院教育学研究科規則(以下「教育学研究科規則」という。)の定めるところによる。

5 医工農学総合教育部の授業科目、単位数及び履修方法は、山梨大学大学院医工農学総合教育部規程(以下「教育部規程」という。)の定めるところによる。

(単位の計算基準)

第20条の2 1単位の授業科目に必要な学修の時間及び計算基準については、山梨大学学則第24条を準用する。

2 一の授業科目について、講義・演習・実験・実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するときは、その組合せに応じ、前項により準用する規程を考慮した時間の授業をもって1単位とする。

3 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価の基準等)

第20条の3 教育学研究科及び医工農学総合教育部は、学生に対して授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 教育学研究科及び医工農学総合教育部は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

3 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第21条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の研究科又は教育部における授業科目の履修)

第22条 大学院(教職大学院の課程を除く。)が教育上有益と認めるときは、学生が大学院の定めるところにより他の研究科又は教育部において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科又は教育部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部規程の定めるところによる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第23条 大学院(教職大学院の課程を除く。)が教育上有益と認めるときは、学生が大学院の定めるところにより他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学の教育課程を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部規程の定めるところによる。

(他の大学院等における研究指導)

第24条 大学院(教職大学院の課程を除く。)が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部規程の定めるところによる。

(転専攻前の専攻で修得した授業科目の単位)

第25条 大学院(教職大学院の課程を除く。)が教育上有益と認めるときは、転専攻を許可された学生が転専攻前の専攻において履修した授業科目について修得した単位を、転専攻後の専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第26条 大学院(教職大学院の課程を除く。)が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学の教育課程を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部規程の定めるところによる。

(単位修得の認定等)

第27条 各授業科目の単位修得の認定は、試験、研究報告又はその他の審査により行う。

2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部規則の定めるところによる。

(教育職員の免許状)

第28条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の大学院において前項の所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、教育学研究科規則又は教育部規程の定めるところによる。

(教育方法等に関するその他の事項)

第29条 第20条から第28条に定めるもののほか、教育方法等に関する必要な事項は、別に定める。

第6節 留学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(留学)

第30条 学生が他の大学院等で修学しようとするときは、所定の手続を経て留学することができる。

- 2 前項の規定により留学した期間は、第18条及び第19条の期間に算入する。ただし、休学によって他の大学院等で学修したものは、第37条、第38条及び第39条に規定する課程の修了要件とはならない。

(休学)

第31条 学生が、病気その他特別の理由により2月以上修学することができないときは、所定の手続を経て、休学することができる。

- 2 病気等の理由により修学することが適当でないと認められる者に対しては、所定の手続を経て学長は、期間を定めて休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第32条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、通算して、修士課程にあつては2年、4年博士課程にあつては4年、3年博士課程にあつては3年まで休学を許可することがある。

- 2 休学した期間は、第19条、第37条、第38条及び第39条の期間に算入しない。

(復学)

第33条 学生が休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出て、復学することができる。

(転学)

第34条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(退学)

第35条 学生が、退学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(除籍)

第36条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、所定の手続を経て、学長は当該学生を除籍する。

- (1) 修士課程及び教職大学院の課程に4年在学して、なお第37条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (2) 3年博士課程に6年在学して、なお第39条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (3) 4年博士課程に8年在学して、なお第38条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (4) 第32条第1項の期間を超えて、なお修学できない者
- (5) 入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者のうち、不許可になった者又は半額免除が許可になった者及び徴収猶予が許可された者で、所定の期日までに入学料を納入しない者
- (6) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (7) 長期間にわたり行方不明の者

第7節 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程の修了要件)

第37条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、教育学研究科規則又は教育部規程で定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け

た上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第37条の2 教職大学院の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、46単位以上(実習10単位を含む。)を修得することとする。

(博士論文研究基礎力審査による修了)

第37条の3 大学院設置基準第4条第4項の規定により修士課程として取り扱うものとする課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、第37条に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査(この条において「博士論文研究基礎力審査」という。)に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該過程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該課程において修得すべきものについての審査

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(4年博士課程の修了要件)

第38条 4年博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、教育部規程に定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(3年博士課程の修了要件)

第39条 3年博士課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、教育部規程で定める授業科目について、ヒューマンヘルスケア学専攻においては16単位以上、他の専攻においては14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第37条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の3年博士課程の修了要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは「2年」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(教職大学院の課程に係る連携協力校)

第39条の2 教職大学院の課程は、前条に規定する実習その他当該課程の教育上の目的を達成するために、連携協力校を確保するものとする。

(学位の授与等)

第40条 修士課程の修了を認定された者に対して、修士の学位を授与する。

- 2 教職大学院の課程の修了を認定された者に対して、教職修士(専門職)の学位を授与する。
- 3 博士課程の修了を認定された者に対して、博士の学位を授与する。
- 4 前項に定める者のほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、本学に博士の学位の授与を申請し、博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者にも授与する。
- 5 学位論文の審査及び最終試験の方法、その他学位に関し必要な事項は、山梨大学学位規程の定めるところによる。

第8節 賞罰

(表彰)

第41条 学生として表彰に値する行為があった場合は、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第42条 大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、所属研究科委員会又は教育部教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、第18条に規定する修業年限には算入せず、第19条に規定する在学年限には算入する。

第9節 研究生等

(研究生)

第43条 大学院（教職大学院の課程を除く。）において特定の専門事項について研究することを志願する者に対しては、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第44条 大学院（教職大学院の課程を除く。）において一又は複数の授業科目の履修を志願する者に対しては、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第45条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、大学院（教職大学院の課程を除く。）において特定の研究課題について研究指導を受けることを志願する者に対しては、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第46条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、大学院（教職大学院の課程を除く。）において特定の授業科目の履修を志願する者に対しては、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第47条 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、大学院（教職大学院の課程を除く。）に学生として入学を志願する者がいるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、大学院（教職大学院の課程を除く。）に研究生、科目等履修生、特別研究学生又は特別聴講学生として入学を志願する者がいるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

3 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第10節 その他

(検定料、入学料及び授業料)

第48条 検定料、入学料及び授業料に関する規程は、別に定める。

(改正)

第49条 この学則の改正については、教育研究評議会において、出席した委員の過半数の賛成を必要とする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 山梨大学大学院学則（平成7年4月1日制定）、山梨医科大学大学院規則（昭和61年4月1日制定）及び山梨大学大学院学則（平成14年10月1日制定）は、廃止する。
- 3 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定に基づき、山梨大学大学院及び山梨医科大学大学院を修了するために必要であった教育課程の履修を本大学院において行う者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行し、平成17年9月9日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年1月23日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 前項の規程にかかわらず、物質・生命工学専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 物質生命・工学専攻及び自然機能開発専攻の平成20年度収容定員は、別表（第4条関係）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

専 攻	収 容 定 員
物質・生命工学専攻	30人
自然機能開発専攻	52人

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、自然機能開発専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育学研究科学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育専攻の各専攻及び教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 教育学研究科修士課程及び教職大学院の課程の平成22年度収容定員は、別表（第4条関係）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	収容定員
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	6 (1)
		障害児教育専攻	3
		教育支援科学専攻	6 (1)
		教科教育専攻	55 (5)
	計	70 (7)	
	教職大学院の課程	教育実践創成専攻	14

- 4 転専攻等については、第17条第1項の規定にかかわらず、施行日前に在学する者は、コースを専修と読み替えるものとする。
- 5 第4条に定める医工農学総合教育部博士課程の収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻名	収容定員		
			平成22年度	平成23年度	平成24年度
医工農学 総合教育部	4年	先進医療科学専攻	80	76	72
		生体制御学専攻	46	44	42
		計	126	120	114
	3年	ヒューマンヘルスケア学専攻	12	12	12
		人間環境医工学専攻	52	50	48
		機能材料システム工学専攻	36	33	30
		情報機能システム工学専攻	33	30	27
		環境社会創生工学専攻	36	33	30
	計	169	158	147	
	計	295	278	261	
合計			(7)	(6)	(6)
			879	862	845
			[6]	[6]	[6]

附 則

この学則は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年9月29日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行し、第2条及び第4条については、平成26年12月24日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、生命工学専攻、持続社会形成専攻、人間システム工学専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 第4条に定める医工農学総合教育部修士課程の平成28年度の収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

専攻	平成28年度
生命環境学専攻	45人

別表第1(第2条第2項関係)

研究科、教育部	人材養成上の目的	教育目標
教育学研究科	現代社会が直面する課題の解決に応用でき、また、これら応用研究の基礎となる学術研究を、国際的視野を持って創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人の養成	教育実践に関わる学術諸分野と一般社会における専門的職業人の養成を目指します。
医工農学総合教育部 博士課程	現代社会が直面する課題の解決に応用でき、また、これら応用研究の基礎となる学術研究を、国際的視野を持って創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人の養成	研究者もしくは高度な専門技術者として自立して研究活動を行うに必要な深い学識と高度な研究能力並びに高い倫理観を備えた優れた研究者もしくは高度な専門技術者の養成を目指します。
医工農学総合教育部 修士課程	現代社会が直面する課題の解決に応用でき、また、これら応用研究の基礎となる学術研究を、国際的視野を持って創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人の養成	専門知識及び開発能力、問題発見・解決能力、国際的コミュニケーション能力を修得し、専門技術者・研究者として社会に貢献できる人材の養成を目指します。

専攻	人材養成上の目的	教育目標
教育支援科学専攻	学校教育に関わる諸問題について理論的・実践的な研究を深め、教育の本質とその現代的・将来的な課題を探求し得る高度な専門性並びに障害児教育についての高度な研究と実践に必要な専門的能力を有する有為な人材の養成	一人ひとりの子どもたちの教育を受ける権利を保障しその成長発達の一歩に応え支援する教育実践・教育制度を探求し新たな教育実践を構想する力の基盤となる、教育支援科学的調査研究法とそれを駆使した知見の開発の進展と教育を目指します。
教科教育専攻	教科の教育内容に関する専門的知識を深め、教材とそのシーケンス及び授業法を開発できる人材の養成	教科の教育内容に関する専門的知識を深め教材とそのシーケンスおよび授業法について開発する力を育成するために、文化特性に応じて、各文化領域(言語文化、社会文化、科学文化、芸術文化、身体文化)における教育内容の核を構成する本質的知見および教材研究・授業法に関する基礎研究の進展とその教育を目指します。
教育実践創成専攻	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校において指導的・中核的な役割を果たし得るに不可欠な確かな指導理論と高度で優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成(現職大学院生) ・実践的な指導力・展開力を備える新しい学校づくりの有力な担い手として自ら積極的に取り組み、将来的にリーダーとしての役割を果たすことができる新人教員の養成(学部卒大学院生) 	地域の学校の課題に即した学校改善・授業改善の構想力・実践力を育成するとともに、教育に関する高度の実践的専門性と教育実践を具体的な場でリードする力の育成を目指します。

専攻	人材養成上の目的	教育目標
先進医療科学専攻	治療法の開発、先端治療の臨床応用等に関する高度な教育研究を展開し、明日の医療を担う人材を養成	人体諸器官の機能発現機構とその内分泌、脳神経系による調節機構、悪性腫瘍、感染症をはじめとする種々の疾患の診断や治療技術・医療機器開発に関わる教育研究等を推進する。これらの教育研究を通じて、先進医学研究のフロンティアを切り開く人材の養成を目指します。
生体制御学専攻	生体の情報処理ならびに調節機構を解明し、様々な病態を学際的に理解できる人材の養成	現代生命科学研究の共通の手法である形態学、分子細胞生物学、生化学、分子遺伝学などの手法を駆使して生体の様々な情報処理・制御機構の解析を行い、同時にそれが障害された際に見られる病態を解明できる人材の養成を目指します。
ヒューマンヘルスケア学専攻	人間を科学的に理解し、健康生活の維持、促進を支援できる人材の養成	人間を身体・心理・社会的側面から包括的に捉え、小児・青年・成人・高齢者の健康問題からの回復および健康生活の維持・促進を支援することを目的とするヒューマンヘルスケア学にふさわしい実践方法、研究方法、および教育活動の開発・構築に努め、看護学の発展に寄与する人材の養成を目指します。
人間環境医工学専攻(生体環境学コース)	医学・工学の学問基盤に相互の知を融合させた先端的教育研究による、現代社会の難題に挑む人材の養成	医学、工学の教育、並びに倫理学・哲学、心理学等の人文・社会科学領域の教育も行い、生命科学に対する深い造詣と学際的な洞察力を持ち、将来、大学や研究所などの教育研究機関で、基礎研究や臨床医学研究を遂行するリーダーとして活躍できる人材の養成を目指します。
人間環境医工学専攻(生命情報システム学コース)	工学を基盤として、生命現象と多様な情報をシステムティックにとらえる複合的視野と医工融合分野へ挑む創造的意欲を持って、優れた医療環境と社会環境の実現に貢献できる人材の養成	生命工学・知能情報科学・先進医用工学を教育研究の柱として、生命現象に関わる多様な情報をシステムティックに解析し、幅広い生命および情報科学分野に貢献できると共に、医工融合領域の研究活動を行うのに必要な学際的知識と高度な研究能力並びに高い倫理観を兼ね備えた研究者及び高度技術者の養成を目指します。
機能材料システム工学専攻	新素材、高機能物質、各種先端ナノデバイスを開発し、新規産業分野の開拓を目指す人材の養成	「物質設計化学分野」、「電子機能開発分野」および「機能創造工学分野」の3分野で構成されています。科学技術立国を目指す我が国の国家的研究課題の中核をなす新素材および高機能物質の創製開発、情報化社会のさらなる発展に資する各種先端ナノデバイスの開発研究などを主たる対象とした総合的な教育研究のためのカリキュラムを配置し、一連の学術的な基盤

		を教授するとともに、その先端的知識と技術を新規産業分野の開拓に発展させることのできる創造的人材の養成を目指します。
情報機能システム工学専攻	生産システムや情報システムを構成するハードウェア、ソフトウェア、情報通信ネットワークを広い視野から設計、構築、運用でき、国際的なプロジェクトで活躍できる人材の養成	「システムソリューション工学分野」、「情報通信システム工学分野」、「機械デザインシステム分野」、「機械情報システム分野」の4分野で構成されています。ソフトウェア、情報通信ネットワーク、生産システム、人間-機械システムを4つの柱として位置付け、それらを基礎としたものづくりのための生産システムをはじめ様々なビジネスシステムまで、幅広いシステムソリューションを提供するための教育研究を行い、国際的に通用する基礎学力をそなえ、ものづくりの新規技術や情報・通信技術を駆使して、さまざまな生産システムやビジネスシステムを、分析、設計、構築、運用、評価できるとともに、システム開発プロジェクトをリードできる人材の養成を目指します。
環境社会創生工学専攻	環境と調和した社会基盤の整備・保全に関する技術開発、自然機能に関する先端的技術の開発、社会の政策・計画における予測・評価手法の開発に関わる専門技術者・研究者を目指す人材の養成	「環境社会システム工学分野」、「環境社会創生工学分野」、「環境社会評価分野」の3分野、および、分野を超えた「国際流域総合水管理特別コース」で構成されています。環境社会創生の対象としての社会基盤施設と、それを取巻く環境の計画、設計、建設、計測、管理、保全に関わる専門技術を習得して時代の要請に応える社会基盤の創造を推進できる人材や、人と自然、人と人との共生社会の創生に関わる根源的な課題を多様な観点から考察し、持続可能な社会に向けた課題解決に必要な社会予測・評価方法を習得した人材の養成を目指します。なお、国際流域総合水管理特別コースでは、英語での講義を基本とするとともに、専門的な教育の他、国際的な学外組織との共同研究活動や国際的な会議の運営参加や発表などの経験を学生に課し、協調性ある国際人の養成を目指します。

専攻	人材養成上の目的	教育目標
医学科専攻	高度先端技術と学際的知識を備えた先進的な研究者、もしくは高度な専門技術者の養成	将来の生命科学研究を担う研究者の養成ばかりではなく、同時に生命科学、社会医学研究の成果を、医療機関の現場、保健医療行政および健康教育分野において実践できる高度の先端技術と学際的知識を持つ専門技術者の養成を目指します。
看護学専攻	質の高い看護サービスを提供できる看護専門職の養成	質の高い看護サービスを提供するために求められる科学的知識と技術を有する看護専門職の養成を目指します。
機械システム工学専攻	機械物理、生産技術工学、システム設計工学を修得し、社会的要請にも応えられ、国際的にも活躍できる人材の養成	エネルギーシステム工学、創形創質工学、集積化システム工学、感性情報工学の4講座で構成されており、それぞれ、機械工学と精密工学に該当する技術分野を基礎に、新素材、ナノテクノロジー、エネルギーの有効利用、電子工学や情報工学、福祉工学を結びつけたメカトロニクスなどに関する教育研究を幅広く行っています。本専攻では、急速な科学技術の進展と社会の新しいニーズに応え得る人材の養成を目指します。
電気電子システム工学専攻	電気電子工学の先端技術と関連境界領域技術を理解し、時代の要請に応える意欲を持つ人材の養成	人類と地球環境との調和を常に思考しながら今後の技術革新に必要な電気電子工学の先端技術と境界領域技術を理解し、新しい時代に対応できる広範な能力を有する人材の養成を目指します。
コンピュータ・メディア工学専攻	現在のみならず次世代の情報化社会を支える情報処理技術を修得し、時代の要請に応じて幅広い分野で活躍する人材の養成	情報技術の基盤となるコンピュータに関連する技術の基礎領域の深化と応用領域の拡充を教育研究目的としています。すなわち、既存の学問分野にとらわれない斬新な考え方や問題解決能力、音声・画像・動画などのマルチメディア情報技術を積極的に採り入れた新しい産業を創成するための基盤となる広い意味の情報システムを設計・製作・分析できる能力を備えた柔軟性・創造性・応用力を有した高度な情報専門技術者の養成を目指します。
土木環境工学専攻	自然や環境と調和した安全で持続可能な社会を支える新しい時代の社会基盤の創造を推進できる人材の養成	人間・自然・人工物を社会基盤の基本要素として捉え、人工物・人間活動を自然と調和させるための、物理的、化学的、生物学的技術ならびにマネジメント技術の発展と応用に関する研究教育を行い、新しい時代の要請に応える社会基盤の創造を推進する人材の養成を目指します。
応用化学専攻	機能物質に関する高度な知識と先端技術を修得し、ナノテク・材料、	物質科学と設計化学の二大講座で構成されており、物質、エネルギーおよ

	エネルギー、環境に貢献できる人材の養成	び環境をキーワードとした最先端の化学に関する研究を行うと共に、新素材・高機能物質の創製、クリーンエネルギーの開発といった、独創的かつ先端的な学術研究を通して、専門分野における理論と研究に関する基礎知識を習得し、高度専門技術者に求められる的確な問題解決能力と応用力を養い、産業の持続的発展と人類の福祉に貢献できる発想力の豊かな人材の養成を目指します。
生命環境学専攻	「食と健康」及び「生命と環境」にかかわる多様な課題を解決に導くことのできる、高度な知識と先端的な技術を修得した人材の養成	「生命・食・環境・経営」分野の教育研究を農学で統合し、さらに医学や工学分野とも連携して、医工農の融合的教育を行うことにより、地域を活性化させ、わが国並びに世界の持続的発展に貢献する高度専門職業人の養成を目指します。

別表第2（第4条関係）

（単位：人）

研究科	課程	専攻名	入学定員	収容定員	
教育学研究科	修士課程	教育支援科学専攻	6 (1)	12 (2)	
		教科教育専攻	22 (2)	44 (4)	
		計	28 (3)	56 (6)	
	教職大学院の課程	教育実践創成専攻	14	28	
医工農学総合教育部	修士課程	医科学専攻	20	40	
		看護学専攻	16	32	
		機械システム工学専攻	33	66	
		電気電子システム工学専攻	27	54	
		コンピュータ・メディア工学専攻	30	60	
		土木環境工学専攻	27	54	
		応用化学専攻	30	60	
		生命環境学専攻	45	90	
		計	228	456	
	博士課程	4年	先進医療科学専攻	17	68
			生体制御学専攻	10	40
			計	27	108
		3年	ヒューマンヘルスケア学専攻	4	12
			人間環境医工学専攻	16	48
			機能材料システム工学専攻	10	30
			情報機能システム工学専攻	9	27
			環境社会創生工学専攻	10	30
		計	49	147	
		計	76	255	
		合計			368 (3)

(注) 1 () は外国人留学生で内数

山梨大学大学院学則の一部改正（案）について

1. 趣旨

本学大学院に医工農学総合教育部生命環境学専攻を設置することに伴い、所要の改正を行う。

2. 概要

関係条項に「生命環境学専攻」を加えるとともに、入学定員、収容定員等を改める。

3. 施行日

平成28年4月1日

山梨大学大学院学則新旧対照表（案）

（下線は、改正部分）

（旧）	（新）
<p>第1節 総則 （目的及び使命）</p> <p>第1条 山梨大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及びその応用を教授研究することを目的とし、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成することを使命とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>医学工学総合教育部</u>博士課程は、研究者として自立して研究活動を行うに必要な深い学識と高度な研究能力及び豊かな人間性を備えた優れた研究者の育成を目的とする。</p> <p>4 <u>医学工学総合教育部</u>修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における理論と応用の研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。</p> <p>（研究科、教育部）</p> <p>第2条 大学院に次の研究科、教育部、課程及び専攻を置く。</p> <p style="margin-left: 20px;">教育学研究科</p> <p style="margin-left: 40px;">修士課程</p> <p style="margin-left: 60px;">教育支援科学専攻</p> <p style="margin-left: 60px;">教科教育専攻</p> <p style="margin-left: 40px;">教職大学院の課程</p> <p style="margin-left: 60px;">教育実践創成専攻</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>医学工学総合教育部</u></p> <p style="margin-left: 40px;">博士課程</p> <p style="margin-left: 60px;">4年博士課程</p> <p style="margin-left: 80px;">先進医療科学専攻</p> <p style="margin-left: 80px;">生体制御学専攻</p> <p style="margin-left: 60px;">3年博士課程</p> <p style="margin-left: 80px;">ヒューマンヘルスケア学専攻</p> <p style="margin-left: 80px;">人間環境医工学専攻</p>	<p>第1節 総則 （目的及び使命）</p> <p>第1条 山梨大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及びその応用を教授研究することを目的とし、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成することを使命とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>医工農学総合教育部</u>博士課程は、研究者として自立して研究活動を行うに必要な深い学識と高度な研究能力及び豊かな人間性を備えた優れた研究者の育成を目的とする。</p> <p>4 <u>医工農学総合教育部</u>修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における理論と応用の研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。</p> <p>（研究科、教育部）</p> <p>第2条 大学院に次の研究科、教育部、課程及び専攻を置く。</p> <p style="margin-left: 20px;">教育学研究科</p> <p style="margin-left: 40px;">修士課程</p> <p style="margin-left: 60px;">教育支援科学専攻</p> <p style="margin-left: 60px;">教科教育専攻</p> <p style="margin-left: 40px;">教職大学院の課程</p> <p style="margin-left: 60px;">教育実践創成専攻</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>医工農学総合教育部</u></p> <p style="margin-left: 40px;">博士課程</p> <p style="margin-left: 60px;">4年博士課程</p> <p style="margin-left: 80px;">先進医療科学専攻</p> <p style="margin-left: 80px;">生体制御学専攻</p> <p style="margin-left: 60px;">3年博士課程</p> <p style="margin-left: 80px;">ヒューマンヘルスケア学専攻</p> <p style="margin-left: 80px;">人間環境医工学専攻</p>

機能材料システム工学専攻
情報機能システム工学専攻
環境社会創生工学専攻

修士課程

医科学専攻
看護学専攻
機械システム工学専攻
電気電子システム工学専攻
コンピュータ・メディア工学専攻
土木環境工学専攻
応用化学専攻
生命工学専攻
持続社会形成専攻
人間システム工学専攻

(略)

第4節 標準修業年限及び在学年限
(標準修業年限)

第18条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うコース（以下「修士課程短期特別コース」という。）の標準修業年限は1年とする。

3 4年博士課程の標準修業年限は、4年とする。

4 3年博士課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第19条 修士課程及び教職大学院の課程には、4年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程短期特別コースには2年を超え

機能材料システム工学専攻
情報機能システム工学専攻
環境社会創生工学専攻

修士課程

医科学専攻
看護学専攻
機械システム工学専攻
電気電子システム工学専攻
コンピュータ・メディア工学専攻
土木環境工学専攻
応用化学専攻
生命環境学専攻

(略)

第4節 標準修業年限及び在学年限
(標準修業年限)

第18条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。

(削除)

2 4年博士課程の標準修業年限は、4年とする。

3 3年博士課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第19条 修士課程及び教職大学院の課程には、4年を超えて在学することができない。

(削除)

て在学することができない。

- 3 4年博士課程には8年を超えて在学することができない。
- 4 3年博士課程には6年を超えて在学することができない。
- 5 転入学、再入学又は転専攻を許可された者の在学年限は、所属研究科委員会、又は教育部教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(略)

(休学の期間)

第32条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、通算して、修士課程にあっては2年、4年博士課程にあっては4年、3年博士課程にあっては3年まで休学を許可することができる。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程短期特別コースの休学の期間は、通算して、1年を超えることはできない。

3 休学した期間は、第19条、第37条、第38条及び第39条の期間に算入しない。

(略)

(除籍)

第36条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、所定の手続を経て、学長は当該学生を除籍する。

- (1) 修士課程及び教職大学院の課程に4年在学して、なお第37条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (2) 修士課程短期特別コースに2年在学して、なお、第37条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (3) 3年博士課程に6年在学して、なお第39条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (4) 4年博士課程に8年在学して、なお第38条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (5) 第32条第1項の期間を超えて、なお修学できない者

2 4年博士課程には8年を超えて在学することができない。

3 3年博士課程には6年を超えて在学することができない。

4 転入学、再入学又は転専攻を許可された者の在学年限は、所属研究科委員会、又は教育部教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(略)

(休学の期間)

第32条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、通算して、修士課程にあっては2年、4年博士課程にあっては4年、3年博士課程にあっては3年まで休学を許可することができる。

(削除)

2 休学した期間は、第19条、第37条、第38条及び第39条の期間に算入しない。

(略)

(除籍)

第36条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、所定の手続を経て、学長は当該学生を除籍する。

- (1) 修士課程及び教職大学院の課程に4年在学して、なお第37条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (2) 3年博士課程に6年在学して、なお第39条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (3) 4年博士課程に8年在学して、なお第38条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (4) 第32条第1項の期間を超えて、なお修学できない者

(6) 入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者のうち、不許可になった者又は半額免除が許可になった者及び徴収猶予が許可された者で、所定の期日までに入学料を納入しない者

(7) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(8) 長期間にわたり行方不明の者

(修士課程の修了要件)

第37条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、教育学研究科規則又は教育部規程で定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程短期特別コースにあつては、1年以上在学し、教育部規則で定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(略)

(5) 入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者のうち、不許可になった者又は半額免除が許可になった者及び徴収猶予が許可された者で、所定の期日までに入学料を納入しない者

(6) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(7) 長期間にわたり行方不明の者

(修士課程の修了要件)

第37条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、教育学研究科規則又は教育部規程で定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(削除)

(略)

附 則

1 この規則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、生命工学専攻、持続社会形成専攻、人間システム工学専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 第4条に定める医工農学総合教育部修士課程の平成28年度の収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

専 攻	平成28年度
生命環境学専攻	45人

表第 1 (第 2 条第 2 項関係)

(略)

専攻	人材養成上の目的	教育目標
(略)		
生命工学専攻	バイオテクノロジーとワイン科学のスペシャリストの養成	生命機能工学とワイン総合科学の 2 コースで構成されており、生命機能、食品およびワインに関する高度な知識と最先端の技術を備えた人材の養成を目指します。
持続社会形成専攻	物質循環と経済社会の連携した仕組みを理解し、持続可能な社会を支えるエンジニアや社会システムアナリスト等として、行政、教育、企業で活躍できる人材の養成	人類が 21 世紀をよりよく生きるためには、様々な学問領域・技術の共同作業を積み重ねることによって、人間の社会的・経済的行為が引き起こす地球環境への負荷を軽減し、物質循環を基本とする循環型社会を構築する必要があります。本専攻では、個々の学生が志す職業イメージにマッチした高度専門教育を行うとともに、それを持続可能な社会の構築に結びつけるための洞察力と先見性を兼ね備えた人材の養成を目指します。
人間システム工学専攻	機械系、電気系、土木環境系など多様な専門領域の知識と技術を修得し、人間社会のマネジメント、人間とのインターフェース、人間指向の機器デザイン・ファブ리케이션、プロービング・センシングに関わる学際領域の諸問題を解決できる人材の養成	医学と工学の係わりを理解し、最先端の技術を習得すると共に、人間社会のマネジメント、人間とのインターフェース、人間指向の機能デザイン・ファブ리케이션、プロービング・センシングの異なるベースをもつ 4 つの分野のいずれかの医工の学際領域を学ぶことにより幅広い創造的な能力を身につけ、工学を社会と人間にとってより良く活かすことができる総合的な知識と技術を持った人材の養成を目指します。

別表第 1 (第 2 条第 2 項関係)

(略)

専攻	人材養成上の目的	教育目標
(略)		
生命環境学専攻	「食と健康」及び「生命と環境」にかかわる多様な課題を解決に導くことのできる、高度な知識と先端的な技術を修得した人材の養成	「生命・食・環境・経営」分野の教育研究を農学で統合し、さらに医学や工学分野とも連携して、医工農の融合的教育を行うことにより、地域を活性化させ、わが国並びに世界の持続的発展に貢献する高度専門職業人の養成を目指します。

別表第2 (第4条関係)

(単位:人)

研究科	課程	専攻名	入学定員	収容定員	
教育学研究科	修士課程	教育支援科学専攻	6 (1)	12 (2)	
		教科教育専攻	22 (2)	44 (4)	
		計	28 (3)	56 (6)	
教職大学院の課程	教育実践創成専攻	14	28		
医学工学総合教育部	修士課程	医科学専攻	20	40	
		看護学専攻	16	32	
		機械システム工学専攻	33	66	
		電気電子システム工学専攻	27	54	
		コンピュータ・メディア工学専攻	30	60	
		土木環境工学専攻	27	54	
		応用化学専攻	30	60	
		生命工学専攻	22	44	
		持続社会形成専攻	30 [6]	54 [6]	
		人間システム工学専攻	18	36	
	計	253 [6]	500 [6]		
	博士課程	4年	先進医療科学専攻	17	68
			生体制御学専攻	10	40
			計	27	108
		3年	ヒューマンヘルスケア学専攻	4	12
			人間環境医工学専攻	16	48
			機能材料システム工学専攻	10	30
			情報機能システム工学専攻	9	27
			環境社会創生工学専攻	10	30
			計	49	147
計		76	255		
合計			371 (3) [6]	839 (6) [6]	

(注) 1 () は外国人留学生で内数

2 [] は修士課程短期特別コースの学生で内数

別表第2 (第4条関係)

(単位:人)

研究科	課程	専攻名	入学定員	収容定員	
教育学研究科	修士課程	教育支援科学専攻	6 (1)	12 (2)	
		教科教育専攻	22 (2)	44 (4)	
		計	28 (3)	56 (6)	
教職大学院の課程	教育実践創成専攻	14	28		
医工農学総合教育部	修士課程	医科学専攻	20	40	
		看護学専攻	16	32	
		機械システム工学専攻	33	66	
		電気電子システム工学専攻	27	54	
		コンピュータ・メディア工学専攻	30	60	
		土木環境工学専攻	27	54	
		応用化学専攻	30	60	
		生命環境学専攻	45	90	
		計	250	500	
		博士課程	4年	先進医療科学専攻	17
	生体制御学専攻			10	40
	計			27	108
	3年		ヒューマンヘルスケア学専攻	4	12
			人間環境医工学専攻	16	48
			機能材料システム工学専攻	10	30
			情報機能システム工学専攻	9	27
			環境社会創生工学専攻	10	30
			計	49	147
	計		76	255	
	合計			368 (3) (削除)	839 (6) (削除)

(注) 1 () は外国人留学生で内数

(削除)

○ 山梨大学大学院医工農学総合教育部教授会規程（案）

制定 平成28年4月1日

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人山梨大学基本規則第43条第2項の規定に基づき、山梨大学大学院医工農学総合教育部教授会（以下「教授会」という。）に関し必要な事項を定める。

（組織）

第2条 教授会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 医工農学総合教育部長（以下「教育部長」という。）
- (2) 医工農学総合教育部副部長（以下「副部長」という。）
- (3) 医工農学総合教育部の授業又は研究指導を担当する専任の教授

2 教授会が必要と認めるときは、前項各号以外の教員を加えることができる。

（審議事項）

第3条 教授会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 授業科目の種類及び編成に関する事項（規程等の制定を含む。）
- (2) 学生の入学、休学、転学、退学及び修了に関する事項
- (3) 学生の試験に関する事項
- (4) 学位論文の審査、最終試験に関する事項
- (5) 学生の厚生補導及びその身分に関する事項
- (6) 教育部の授業を担当する教員の審査に関する事項
- (7) 教育部長候補者の選考に関する事項
- (8) その他教育部に関する重要な事項

（議長）

第4条 教授会に議長を置き、教育部長をもって充てる。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、副部長が、その職務を代行する。

（会議の成立）

第5条 教授会は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

（議決）

第6条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず第3条第4号の事項は、出席した構成員の3分の2以上をもって決する。

（列席者）

第7条 議長は、必要に応じて教授会の構成員以外の者を会議に列席させて意見を聴くことができる。

（代議員会）

第8条 教授会の運営を円滑に行うため、医工農学総合教育部代議員会（以下「代議員会」

という。)を置く。

- 2 教授会は、審議事項を代議員会に付託し、代議員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。
- 3 教授会は、前項の定めるところにより代議員会により審議決定された事項について、必要に応じ説明又は報告を求めることができる。
- 4 代議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(領域委員会及び各種委員会)

第9条 教授会は、その審議に資するため、領域委員会及び各種委員会を置くことができる。

- 2 領域委員会及び各種委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 教授会の庶務は、医学域事務部、工学域支援課及び生命環境学域支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。